

T社社長中小太郎の事業承継計画表

【基本方針】

- ①太郎から長男学への親族内承継を行う。
- ②4年目に株式の一括贈与と同時に社長交代。贈与税の納税猶予の適用を受ける。
(代表権を学に譲り、太郎は会長へ就任。10年目に完全に引退。)
- ③民法特例により生前贈与株式を遺留分の対象から除外する。

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業の計画	売上高	8億円	→				9億円	→				10億円	
	経常利益	3千万円	→				3千5百万円	→				4千万円	
会社	定款・株式・その他		相続人に対する売渡請求の導入	経済産業大臣の事前確認	A・Cからの金庫株取得	役員刷新(注1)	経済産業大臣の認定						
現経営者(中小太郎)	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	役職	代表取締役社長	→				会長	→			相談役	→	引退
	関係者の理解	家族会議		社内へ計画発表	取引先・金融機関に紹介								
	株式・財産の分配		公正証書遺言(注2)			株式一括贈与							
	持株(%) (※)	60%	→				0%	→					
後継者(中小学)	年齢	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	
	役職	従業員	取締役	常務取締役	専務取締役	代表取締役社長	→						
	後継者教育	社内	Y工場	→	本社営業	本社管理	総括責任	→					
		社外			経営革新塾								
	持株(%) (※)	0%	→				60%	→					
							贈与税の納税猶予適用	→					
								事業継続要件(株式継続保有・雇用維持・代表権保持、など)					
								民法特例に係る除外合意・経済産業大臣確認・家庭裁判所許可					
補足	(注1) Aが退任し、Bが取締役に就任。 (注2) 自宅不動産(7千万円)を花子に、預貯金(3千万円)を梅子に相続させる旨を記載。												

(※) 上記の例では、現経営者及び後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。